

UBS ブラジル・リアル債券投信(毎月分配型)／(年2回決算型)

追加型投信／海外／債券



ブラジル最新政治経済情勢について

ポイント

- ・ブラジル中銀は利下げを継続も、緩和サイクルは最終段階
- ・テメル政権は、年金改革法案の成立に向け、議会での動きを加速
- ・ブラジル金融市場は、政治的関心より財政改革、景気回復に期待

＜政策金利は7.0%へ引き下げ、追加利下げを示唆も、緩和サイクルは最終段階へ＞

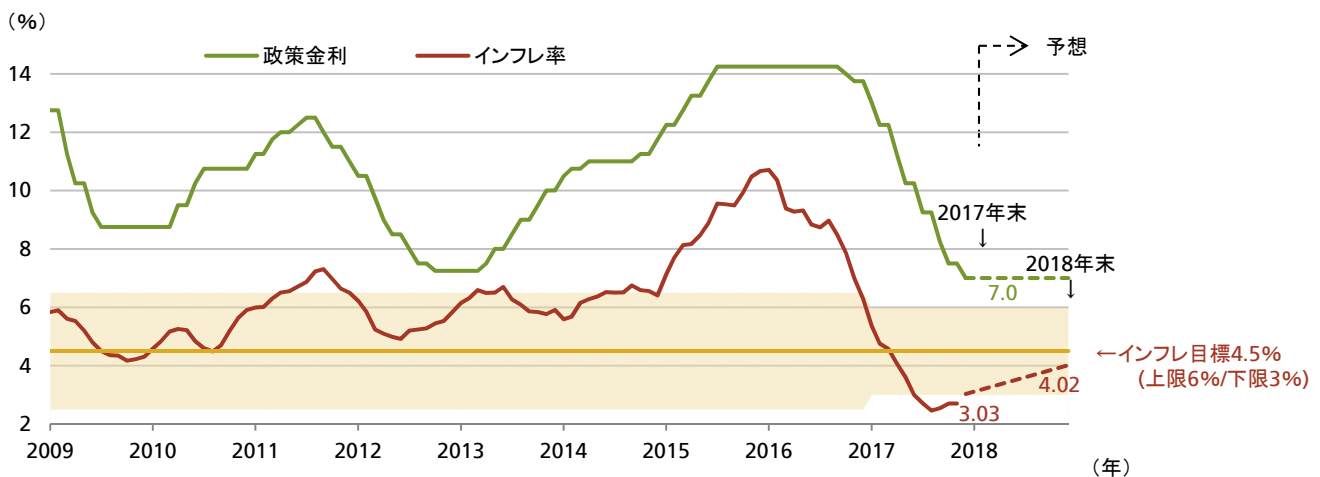
- ・ ブラジル中央銀行は12月6日、市場の予想通り0.50%の利下げを実施しました。政策金利は、2016年のピーク14.25%から7.0%まで引き下げられ、過去最低水準となりました。
- ・ 声明では、世界経済の見通しが引き続き良好な中、ブラジル経済はまだ緩やかな回復過程にあり、インフレ環境は良好で、政策委員会の基本シナリオ通りに展開しているとの見解を示しました。
- ・ 次回2月の政策委員会では緩和のペースを落とし、0.25%の利下げの可能性を示唆しました。

⇒景気指標や年金改革の動向を睨みつつ、今回か次回の利下げで打ち止め、その後は据え置きの可能性

■ブラジル政策金利とインフレ率(IPCA)の推移

(2009年1月～2017年12月8日、2017年末・2018年末の予想*)

*予想値はブラジル中央銀行の調査による予想の中央値(2017年12月1日時点)



＜年金改革法の成立に向け、ブラジル政府は連立与党の議員への圧力を強める＞

- ・ 連立与党であった民主社会党(PSDB)は来年の選挙戦略から連立離脱を決定しましたが、政府は年金改革法案の承認に必要な票を集められるように連立政権の再編を絡め、圧力を強めています。
- ・ 12月3日に、マイア下院議長は法案の行方に対し楽観的な見方を示すも、成立に必要な票の確保を巡る攻防が続いています。下院議長は法案の可決に十分な票を集められるようであれば、採決を行うと述べており、テメル政権は、2018年の大統領選の候補者選びの駆け引きを開始するなど、年内の成立を目指しています。

⇒テメル政権は12月22日までに下院で法案を承認し、2018年2～3月に上院で承認する予定です。

3月までに法案が成立されない場合は、次期政権に先送りの可能性があります。

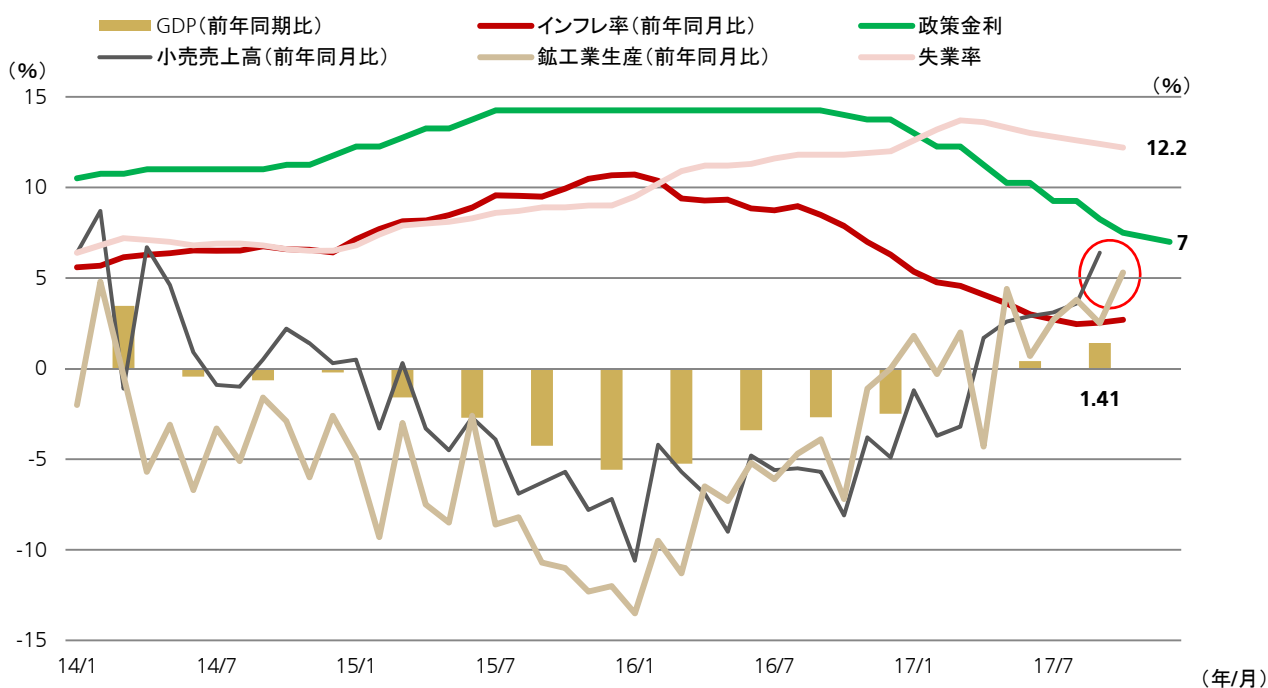


出所:トムソンロイター、上記のデータは過去のものおよび作成時点の見通しであり、将来の動向を示唆、保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。

<今後のブラジル政治・経済、金融市場について>

- 経済面**では、国内の景気回復基調が継続しています。下のグラフが示すように、第3四半期のGDP成長率は個人消費と設備投資に押し上げられ1.4%(前年同期比)に上昇、小売売上高や鉱工業生産も前年比で伸び(グラフの赤丸)が加速しています。こうした経済成長の加速を受けて、10月の基礎的財政収支は約52億リアル(約1800億円)の黒字となり、2017年と2018年のGDP成長率の見通し*がそれぞれ0.89%、2.60%へ引き上げられています。*(12月1日時点の中央銀行の調査による中央値)
- 政局面**では、市場の注目は**2018年10月の大統領選挙**へ移りつつあります。新しい動きとしては、12月9日のPSDB党大会で現サンパウロ州知事のアウキミン氏が新党首となりました。政治経験も豊富で有力候補と見られ始めています。また、テメル政権内からは、大構造改革の立役者であるメイレス財務相などが今後候補に有力視される可能性があります。リスクシナリオとしては、国民から人気の高いルーラ元大統領が控訴審を経て、出馬が可能になる展開です。
- 今後の金融市場**においては、ブラジル大統領選に対し様々な思惑が高まる可能性はあるものの、足元は政治リスクを上回る景気回復に対する自信を背景に、安定した動きを続けています。世界ではポピュリズムは後退しつつあり、引き続き国内景気の回復が進めば、構造改革路線を支持する動きが強まると考えます。テメル大統領の改革路線が次期大統領に継承されるとの期待は維持されていくと見られています。

■ブラジル政策金利および主要経済指標の推移(2014年1月~2017年11月、政策金利は12月8日時点)



<当ファンドにおける見通し・運用方針>

- 年金改革法案は、ブラジル下院議会での票固めを経て、縮小する形での年内成立を見込んでいます。一方、中央銀行は法案審議の行方と景気指標を見極めたいとの意向を示し、今後の金融政策は変化の影響を受けやすい状況となっています。通貨リアルは、政治的な思惑より経済面の改善を好感し、妥当な水準に近づいていると考えます。ただし、今後大統領選挙に対する不透明感が強まったり、議会が財政改革を進められなかった場合には、リアルは弱含む展開が予想されます。
- 運用においては、引き続きインフレ連動債の比率を高めとしています。デュレーションについては、引き続き市場対比でやや長めに維持し、機動的な運用に努めて参ります。



出所: トムソンロイター、上記のデータは過去のものおよび作成時点の見通しであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。また今後予告なく変更されることがあります。

ファンドの特色

1. 主として、ブラジル・レアル建て債券に投資を行うファンドです。

- ・「UBS ブラジル・レアル債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて、ブラジル・レアル建て国債等を中心に投資を行います。※ただし、米ドル建て債券にも投資を行う場合があります、その場合は、原則として米ドル売り/現地通貨(レアル)買いの為替取引を行い、実質的に現地通貨(レアル)建てとなるように運用します。
- ・実質外貨建資産(主に現地通貨(レアル)建て)については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。したがって、現地通貨(レアル)と円の為替変動の影響を受けます。

2. マザーファンドの運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インクに運用の指図に関する権限を委託します。

- ・委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
- ・委託先名称：UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク (UBS Asset Management (Americas) Inc.)

3. 「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

- ・「毎月分配型」は、毎月の決算時(原則として毎月20日、当該日が休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
- ・「年2回決算型」は、年2回の決算時(原則として毎年5月20日および11月20日、当該日が休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
《両ファンドとも委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。》

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

1. 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは実質的に公社債への投資を行います。

公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。

公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

2. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

なお、当ファンドが実質的に投資を行うブラジルの債券投資には、一般的に先進国と比較して、「格付けが低い場合があること」、「経済状況および政治的、社会的な変化の度合いおよび速度が大きい傾向にあること」、「流動性が低く、制度、インフラストラクチャーが未発達であること」、「企業等の開示に関する正確な情報確保ができないこと」などのリスクおよび留意点があります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

4. その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・[分配金に関する留意点]

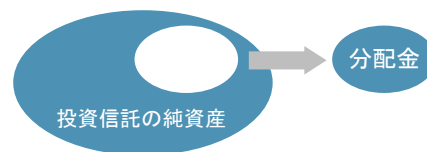
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

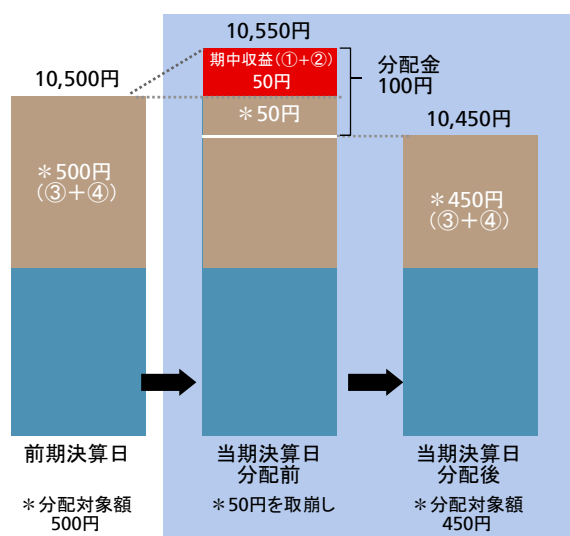
[投資信託で分配金が支払われるイメージ]



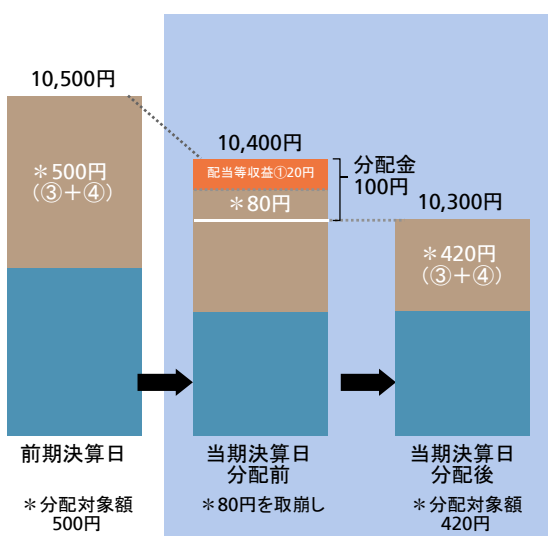
◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

[計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合]

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合

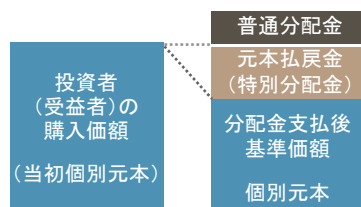


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

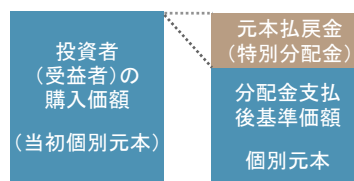
◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

■ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

■ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照下さい。

ファンドの費用 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、**3.78%(税抜3.5%)以内**で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)
※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

詳しくは野村証券窓口にお問い合わせ下さい。

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、**0.3%**の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) 日々の純資産総額に**年率1.674%(税抜年率1.55%)**を乗じて得た額とします。
(運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率)
配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)

委託会社	0.75%	委託した資金の運用の対価
------	-------	--------------

販売会社	0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
------	-------	---

受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
------	-------	--------------------

※ 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
※ マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

その他の費用・手数料

●諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用

監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
------	----------------------

印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
-------	--

●実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用

売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
---------	------------------------------

信託財産に関する租税	有価証券売買や為替取引等の都度発生する取引に関する税金(ブラジル市場における金融取引税*(IOF)を含みます。)等
------------	---

保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
------	---------------------------------

*ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、税率および取扱いが変更になることがあります。
※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

お申込メモ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください

購入単位	一般コース(分配金を受け取るコース): 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース): 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。※購入後に、購入コースの変更はできません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金単位	一般コース:1万口単位、1口単位または1円単位 自動けいぞく投資コース:1口単位または1円単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入・換金不可日	サンパウロ証券取引所もしくはサンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には購入・換金申込みの受け付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは購入・換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金申込みを取消すことがあります。
信託期間	平成20年7月17日から平成35年11月20日まで ※受益者に有利であると認めるときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	各ファンドについて、純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときには、それぞれのファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[毎月分配型] 原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)です。 [年2回決算型] 原則として毎年5月20日および11月20日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	[毎月分配型] 毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能) [年2回決算型] 年2回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク
販売会社	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

本資料は、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された販売用資料であり、法令に基づく開示資料ではありません。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料に記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡しますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2017. キーシンボル及び UBS の各標章は、UBS の登録又は未登録商標です。UBS は全ての権利を留保します。